

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和三年三月二日付けで公告した令和三年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について、試験場を変更したので次のとおり公告します。

令和三年六月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

令和三年三月二日付けで公告した令和三年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施
二の1の(一)中「天理大学（天理市柚之内町一〇五〇）」を「奈良春日野国際フォーラム
（奈良市春日野町一〇一）」に改め、二の1の(二)中「右同」を「受験票に明記された試
験場」に改め、二の2の(一)中「天理大学（天理市柚之内町一〇五〇）」を「奈良春日野
国際フォーラム（奈良市春日野町一〇一）」に改め、二の2の(二)中「奈良春日野国際フ
ォーラム（奈良市春日野町一〇一）」及び奈良女子大学（奈良市北魚屋東町）」を「受験
票に明記された試験場」に改める。